

平成 24 年 第 12 回 農業委員会総会

日 時 平成 24 年 12 月 25 日 (火) 午後 3 時
場 所 糸満市役所 3-C 会議室

【出席委員】

会長	金城正春	代理	眞栄里保	1 番	伊保智栄美	2 番	宮里良淳
3 番	上原英正	4 番	大城正幸			6 番	具志堅繁光
7 番	稲福ツヤ子	8 番	大城茂治	9 番	上原和雄	10 番	大城仁輝
11 番	亀甲康榮	12 番	金城哲男	13 番	賀数宏	14 番	伊敷 幸栄
15 番	金城 勲			17 番	玉城盛雄	18 番	新垣芳隆
19 番	大城竹信	20 番	国吉真昭				

【欠席委員】

5 番山城学 16 番仲西栄二 21 番大保新幸

【職務のために出席した職員】

伊敷忠 前門松次 国吉孝

【議事録署名人】

8 番 大城 茂治 9 番 上原 和雄

【議事日程】

日程第 1 議案第 46 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 2 議案第 47 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 3 議案第 48 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について
その他

事務局

みなさんこんにちは。今月の総会は3名の欠席がありますけども、過半数に達していますので、総会が成立したことをご報告します。欠席者は5番山城委員、16番仲西委員、21番大保委員です。では、会長宜しくお願いします。

会長

みなさんこんにちは。今年は全国的に気温も寒いようでノロウィルスも流行っているようですが、農繁期に入りますので体調管理に十分気を付けていただきたいと思います。また製糖期も1月13日から始まるということでございます。この前、支部長の集まりがあったのですが、その中で糸満は前期に比べて2万トン余りの上産だということでもあります。ただし台風の影響で11月中旬頃までは糖度が2度ほど低いようですが、どの程度まで回復するかが心配されています。20日には県の常任会議がありまして糸満からの案件は1件ありましたが決定されましたのでご報告させていただきます。それでは、本来の議事にまいりたいと思います。宜しくお願いします。本日の議事録署名人は8番大城茂治委員、9番上原和雄委員となっております。両名とも宜しくお願いします。次回調査員は1番伊保智栄美委員、2番宮里良淳委員、3番上原英正委員となっております。宜しくお願いします。本日の議事日程、日程第1議案第46号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、日程第2議案第47号農地方第5条第1項の規定による許可申請について。日程第3議案第48号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画についてとなっております。それでは、議案第46号から事務局からの説明の後、委員の皆さんのご意見とご審議を宜しくお願いします。それでは事務局宜しくお願いします。

事務局

はい。それでは2ページをお開きください。農地法3条に係る申請でございます。

議案書を読み上げて説明

番号1、2番につきましては、譲受人が同一人ですので一括して説明いたします。

申請人は農業歴10年でさとうきびを栽培しております。今回の申請は、2件とも使用貸借権の設定で10年間で予定しております。トラクター、耕運機等を保有しております。農地の全てを効率的に利用できるものと思います。番号3番は使用貸借権の設定で20年間で予定しております。農業歴20年でキク栽培農家です。トラクター、耕運機等を保有して農地の全てを効率的に利用できるものと思います。番号4番は農業歴3年で賃貸借の設定で20年間で予定しておりマンゴー栽培を計画しています。農業機

械の保有状況は耕運機、散布機等を保有しており、全ての農地を利用できるものと思います。番号 5 番は、さとうきび栽培農家で農業歴 15 年です。トラクター、耕運機等を保有しております、全ての農地を効率的に利用できるものと思います。

番号 6 番贈与による所有権移転で、さとうきびを栽培しており農業歴 30 年です。耕運機等を保有しており全ての農地を利用できるものと思います。番号 7 番は、贈与でさとうきびと、野菜を栽培する予定です農業機械については、耕運機等を保有しております。番号 8 番は売買での移転で野菜栽培をしております。番号 9 番も売買での移転で、野菜栽培をしています。トラクター等を保有しており全ての農地を効率的に利用できるものと思います。番号 10 番は、贈与による移転です。番号 11、12、13 番は、譲受人が同一に関連していますので、一括して説明します。売買による移転と使用貸借権の設定で 5 年～10 年を予定しております。さとうきびと果樹栽培をしております、トラクター等を保有しており、農地を効率的に利用できるものと思います。番号 14、15 番には譲受人が同一です。さとうきびと野菜の栽培農家で、使用貸借権の設定で 10 年間を予定しております。トラクター等を保有状況から全ての農地を効率的に利用できるものと思います。以上です

会長

それでは、委員のご質問ご意見宜しくをお願いします。

委員

はい。2 ページの 3 番と 4 番についてですが、権利区分で貸借権の設定と使用貸借権で期間が両方とも 20 年間とありますが、両方とも年数に上限はあるのですか。

事務局

上限は 50 年です。

委員

分かりました。ありがとうございます。

会長

他にございませんか。

委員

はい。斡旋を受けて総会で 3 条申請が承認された場合の、次の事務手続き等はどう

なるんですか。

事務局

事務局での手続きとしては、通常の3条と同じでこちらから譲渡人、譲受人に許可書を発行します。その許可書でもって名義変更の手続きになります。

委員

分かりました。ありがとうございます。

会長

他になにかございませんか。ないようですので議案第46号につきましては議案通り決定してよろしいでしょうか。

委員

異議なし進行の声あり

会長

ありがとうございます。議案第46号については議案のとおり決定します。それでは議案第47号にうつります。事務局からの説明宜しくをお願いします。

事務局

はい。それでは7ページをお開きください。農地法第5条に係る申請です。

議案書を読み上げて説明

番号1番は、資材置場としての転用です。譲受人は水道関係の仕事をしておりまして水道管等を置くための申請です。住宅地からも近く第2種農地として判断しております。以上です。

会長

はい。それでは本日の調査員のみなさんのご意見等宜しくをお願いします。

委員

はい。今回は 19 番大城委員、20 番國吉と 21 番の大保委員の予定でしたが、大保委員は欠席するということです、本日は 2 名で行ってまいりました。それでは 9 ページの航空写真をお開きください。今回の案件は先月も総会にかけられて承認されましたが、3 日に取り下げられ譲受人が変更になってまた申請されたということになります。航空写真をみれば分かりますとおもいますが、先月もでていたので場所はみなさんもお存知だと思います。隣には修理工場があり、申請地の 2 筆を資材置き場にしたいということでの転用です。特に問題はないと思います。先月も審議したのですがまた皆さんのご審議を宜しくお願いします。

会長

はい。お疲れ様でした。それでは委員の皆さんのご質問等宜しくお願いします。

委員

坪単価はいくらですか。

事務局

坪 1 万円です。

委員

転用の場合も単価を資料に記載してほしいのですがそれは可能ですか。

事務局

転用の申請については、坪単価は必要事項ではないので申請書に坪単価を記入してくる人もいればしてこない人もいます。税務署も関係してくるので、記入するのを嫌がる人もいます。ですので、全部を毎回記載するということではできませんので申請書に記入されているものについては資料に記載したいと思います。

委員

分かりました。ありがとうございます。

会長

他には何かございませんか。ないようなので議案第 47 号については議案通り決定してよろしいでしょうか。

委員

異議なし進行の声あり

会長

ありがとうございます。議案第 47 号は議案どおり決定します。それでは議案第 48 号にうつりたいとおもいます。事務局からの説明の後、委員の皆さんのご意見ご質問等を宜しくお願いします。それでは事務局説明をお願いします。

事務局

はい。それでは 13 ページをお開きください。その前に当議案につきましては前回の総会時に農業経営基盤強化促進事業に伴う利用権設定ですので、それについての説明を求められましたので担当部局から説明をした上で、ご審議をしてもらいたいと思います。それでは、農政課大城係長に説明をお願いしたいと思います。

基盤強化法説明

事務局

大城係長ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、何かご意見ご質問等あれば宜しくお願いします。

委員

はい。本土での震災被害者の方などが沖縄に居住を移して農業をしたいとする場合に、この農業経営基盤強化法の利用権を大いに活用または利用して農業に従事するといくことは可能ですか。

大城係長

そうですね。ある程度の下限面積がありますのでそれを満たしていれば、特に震災

被害謝の方であれば補助事業なども入れて支持してあげないと、いきなり知らない土地にきて農業をできる状態ではないと思いますのでそういう方の場合でも、利用権設定を利用していただきたいと思います。

委員

その場合の窓口は農政課でよろしいですか。

大城係長

はい。農政課の窓口になります。

委員

分かりました。ありがとうございます。

会長

ほかに何かございませんか。ないようであれば本来の総会の議事を進めてまいりたいと思いますがよろしいですか。

委員

異議なし。

会長

それでは、議案第 48 号の説明から事務局より説明を宜しくをお願いします。

事務局

それでは 11 ページをお開きください。農業経営基盤促進事業に伴う案件です。

議案書を読み上げて説明

15 筆申請されております。5 筆につきましては、規模拡大のための申請になっております。10 筆については、新規就農のための申請です

会長

それでは委員の皆さんのご意見ご質問等宜しくをお願いします。

委員

はい。最後のページの 113 と 114 についてですか、これは大型鉄骨ハウスですか。賃借料も高いのですが。

大城係長

そうですね。大型のハウスだと聞いています。

委員

ありがとうございました。

会長

他にございませんか。ないようなので議案第 48 号につきましては議案通り決定してよろしいでしょうか。

委員

異議なし進行の声あり

会長

ありがとうございます。議案第 48 号は議案どおり決定します。それでは本日の総会はこれで終了になります。お疲れさまでした。

議事録署名人

8 番 大城茂治

9 番 上原和雄